

喜多方市事業者省エネ設備更新支援補助金

市では、長引くエネルギー・物価高騰の影響を受けている市内事業者等の事業継続を支援するため、事業者等が実施する省エネルギー効果の高い設備等への更新にかかる経費の一部を補助します。

<p>補助対象者</p>	<p>市内事業者 ※本事業における「事業者」とは、法人(株式会社、合同会社、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人、協同組合等、及びこれらに準ずる法人格を有する団体を含む)及び個人事業主のうち、継続的に事業活動を行う者をいう。</p>		
<p>補助上限額</p>	<p>100万円(補助下限額5万円)</p>	<p>補助率</p>	<p>2/3以内</p>
<p>補助対象経費</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>①高効率照明 (LED等) ※蛍光管等からLEDへの更新</p>  </div> <div style="width: 45%;"> <p>②空調設備 ※事業活動に直接使用している機器</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="width: 45%;"> <p>③電気冷蔵庫、電気冷凍庫 ※事業活動に直接使用している機器</p>  </div> <div style="width: 45%;"> <p>④機械設備等 ※工作機械、加工機械等の生産設備</p>  </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー消費量の減少が確認できる省エネ設備等の更新に必要な経費 ● 省エネ設備等の更新を行うために必要な外注費(工事費等) ● 省エネ設備等の更新に伴い発生する既存設備の撤去費用 		
<p>補助要件</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 製品カタログ等により既存機器と更新機器のエネルギー消費量を比較し、更新後の数値が減少していることを確認できること。製品カタログ等の数値を示すことが困難な場合は購入先のメーカー等からエネルギー消費量が減少することの証明を受けること。 ② 令和5年11月以降の連続する任意の3か月間の光熱費・燃料代の支払額が、令和3年11月から令和5年10月までのいずれかの同時期の支払額と比較し、上回っていること。 ③ 設備更新については、原則として市内業者に発注すること。生産設備等の専門的な設備でやむを得ず市外業者に発注する場合は、理由書を提出すること。 		
<p>応募受付期間</p>	<p>本補助金活用1回目の方</p>	<p>令和8年4月6日(月)～令和8年11月30日(月) ※申請額が予算額に達した時点で申請受付を締め切る場合があります。</p>	
	<p>本補助金活用2回目の方 (令和7年度活用事業者)</p>	<p>令和8年5月1日(金)～令和8年11月30日(月)</p>	
<p>補助対象事業期間</p>	<p>交付決定日～令和9年1月29日(金) ※交付決定前に事業に着手した場合、補助対象外となります。</p>		

【申請方法】

- 申請前に「喜多方市事業者省エネ設備更新支援補助金交付要領」をお読みください。
- 申請書様式及び公募要領は商工観光課窓口または喜多方市HPから入手できます。
[市HP] <https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/syoukan/60588.html>
- 喜多方市事業者省エネ設備更新支援補助金交付申請書に必要な添付書類(裏面参照)を全て揃え、喜多方市役所本庁商工観光課に持参してください。

▼詳細はこちら▼



◆添付書類一覧

	必要書類	法人	個人事業主
1	見積書(経費の算定根拠となるもの)	○	○
2	連続する3か月の「光熱費・燃料代等の勘定科目」を比較する帳簿(写し)	○	○
3	登記事項全部証明書(商業登記) ※発行日から3か月以内のもの	○	
4	直近の法人税確定申告書(写し)	○	
5	直近の所得税確定申告書(写し)		○
6	市税納税証明書 ※令和6年度及び令和7年度分の全税目	○	○
7	住民票 ※発行日から3か月以内のもの		○
8	暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書	○	○
9	消費エネルギー量削減の算定根拠となる資料 (仕様書、カタログ、設備比較証明書等) ※既存設備及び更新設備の双方を提出	○	○
10	既存設備の状況が確認できるカラー写真	○	○

【補助金活用の例①】

事務所の蛍光灯をLEDに更新、補助対象経費(税抜)が100,000円の場合
 $100,000円 \times 2/3 = \underline{\text{補助金額 } 66,000円}$ (自己負担額 34,000円+消費税)

【補助金活用の例②】

事業用冷蔵庫の更新、補助対象経費(税抜)が300,000円の場合
 $300,000円 \times 2/3 = \underline{\text{補助金額 } 200,000円}$ (自己負担額 100,000円+消費税)

【補助金活用の例③】

事業所のエアコンの更新、補助対象経費(税抜)が600,000円の場合
 $600,000円 \times 2/3 = \underline{\text{補助金額 } 400,000円}$ (自己負担額 200,000円+消費税)

【補助金活用の例④】

機械設備等の更新、補助対象経費(税抜)が3,000,000円の場合
 $3,000,000円 \times 2/3 = 2,000,000円$ (補助上限額は1,000,000円)
 → 補助金額 1,000,000円 (自己負担額 2,000,000円+消費税)

◆1事業者につき、申請は1回までです。複数回に分けての申請はできません。

◆補助対象経費が75,000円未満の場合は、補助下限額を下回るため補助対象になりません。

◇お問い合わせ 喜多方市産業部商工観光課 商工業・雇用・創業支援班◇

電話 0241-24-5233 FAX 0241-25-7073